

保険給付外のサービスのお知らせ

平成17年10月から「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」等が一部改正され、医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに係る療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払い頂くことになりましたので、お知らせいたします。

記

1 名称

医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

2 対象診療内容、料金（消費税込）

診療内容	料金（消費税込）
運動器リハビリテーション料 (I)	1単位につき 3,000円
脳血管リハビリテーション料 (I)	1単位につき 3,000円
呼吸器リハビリテーション料 (I)	1単位につき 3,000円

3 実施するための必要条件

上記の診療を行うためには、患者様からの実施の申し出により、下記の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認めた場合であって、患者様から実施についての同意を文書で頂くことが必要となります。

4 実施年月日

平成26年6月1日

田岡病院病院長